

令和6年 第12回須賀川市農業委員会総会議事録

令和6年12回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和6年12月4日（水）
- 2 招集通知日 令和6年12月4日（水）
- 3 招集日時 令和6年12月23日（月）午後3時00分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 0名

- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	小林 一仁	須・浜	有我 康志	西袋	小枝 啓一	西袋	渡邊 久記
稲田	宗像 敏雄	稲田	岩井 芳郎	小塩江	大槻 金市	小塩江	海野 富弘
小塩江	西間木 廣幸	仁井田	島木 登	仁井田	根本 充佳	仁井田	佐藤 和浩
大東	金澤 昭治	大東	安藤 幸雄	大東	加藤 正直	長沼	遠藤 広光
長沼	半澤 修	長沼	森田 正樹	長沼	藤田 良二	岩瀬	矢部 幸雄
岩瀬	中原 利保	岩瀬	相樂 貴行	岩瀬	石井 文雄		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 3名（根本推進委員、安藤推進員、石井推進委員）

- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	岡田 充生
	農政係 長	吉田 奈津子
	農地係 長	有我 宏和
経済環境部農政課	主 事	増田 佳祐

10 議 案

議案第 52 号 農用地利用集積計画について

議案第 53 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第 54 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 56 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 36 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

11 その他

12 開 会 （午後 3 時 0 0 分）

13 挨 拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 1 8 番 名城昇農業委員と 1 9 番 三島木修農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 3 時 5 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

＜別 紙＞ 審 議 内 容

令和6年 第12回総会

令和6年12月23日（月）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第52号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 吉田係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第46号から第50号について、質問等ありませんか。
（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第52号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第52号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第53号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたしますが、名城 昇（めいじょう のぼる）農業委員の自己案件であるため。「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により、退席を求めます。

（名城農業委員退席）

事務局の説明を求めます。

事 務 局 吉田係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第7号から第12号について、質問等ありませんか。
（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第53号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第53号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。ここで、名城 昇（めいじょう のぼる）農業委員の復席を求めます。

(名城 農業委員 復席)

次に、議案第 54 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 96 号を森田推進委員お願いします。

森田推進委員 受理番号第 96 号についてご説明申し上げます。

五十嵐農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親戚関係で、現在譲受人が耕作している申請地を譲渡人からの申し出で無償譲渡するとのことなので許可上特に問題はないかと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 97 号を金澤推進委員お願いいたします。

金澤推進委員 受理番号第 97 号についてご説明申し上げます。

12 月 7 日に関根農業委員と現地調査を行いました。

譲受人が長年耕作していた申請地を譲渡人の申し出により所有権を移転するとのことなので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 98 号を小枝推進委員お願いします。

小枝推進委員 受理番号 98 号についてご説明申し上げます。

12 月 14 日に吉田農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人から認定農業者の譲受人に生前贈与するとのことなので、許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第 99 号に関根農業委員お願いします。

関根農業委員 受理番号 99 号についてご説明申し上げます。

関根推進委員と現地調査を行いました。

譲受人が 20 年前から耕作していた申請地を譲渡人との話し合いにより売買するとのこと。申請地の面積は小さいですが、家庭菜園として使用するので問題はないと思います。また、お互いで決めた土地の価格も適正で許可上特に問題はないと思われますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 100 号を矢部推進委員お願いします。

矢部推進委員 受理番号 100 号についてご説明申し上げます。

12 月 9 日に佐藤農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人からの申し出で農業を営んでいる譲受人に申請地を売買するとのことです。土地の価格も互いの話合いで決めたので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 101 号を有我推進委員お願いします。

有我推進委員 受理番号 101 号についてご説明申し上げます。

12 月 11 日に村上農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人からの申し出で譲受人に申請地を売買するとのことです。譲受人は家庭菜園として使用し、土地の価格も互いの話合いで決めたので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 54 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 54 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 54 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 24 号を佐藤推進委員お願いします。

佐藤推進委員 受理番号第 24 号について説明申し上げます。

12 月 17 日に森合農業委員、根本農業委員と現地調査を行いました。

申請地は作業利便性が悪い田のため近年は耕作しておりませんでした。近隣には農地もなく、価格もお互いの話合いで決めたとのことと許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、受理番号第 25 号を小林推進委員お願いします。

小林推進委員 受理番号第 25 号について説明申し上げます。

12 月 12 日に譲渡人並びに譲受人の立会いのもと、三島木農業委員、吉田農業委員、有我係長、並びに県農業会議常設委員である天栄農業委員会の佐藤会長とともに現地調査を行いました。

申請地はおよそ 10 年前に 3 m の盛土工事を行っている場所です。申請地の北側から南にかけて勾配がついており、雨水は敷地内に排水設備を整備し排水させ、パネルは法面以外に設置するので土砂流出の危険性も少なく、草刈等の維持管理も行うとのことで、周囲の住民からも同意をえているので許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 55 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 55 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 56 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 吉田係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号 10 号を相楽木推進委員お願いいたします。

相楽推進委員 受理番号 10 号について説明申し上げます。

11 月 27 日に橋本農業委員、申請人、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地の状況は住宅地に隣接した農地で傾斜のある場所で、申請者は一度も耕作を行っていないので荒廃により原野化が進み、農地として復元し営農を再開することが極めて困難であると判断しましたので委員の皆さまの審議をお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 56 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 56 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 34 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 2 件です。

報告第 35 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 4 件です。

報告第 36 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 4 件

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

議長 他になければ、これにて令和 6 年第 12 回須賀川市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、お疲れ様でした。